



税金

市税のしくみ

個人の市民税(市・県民税)

1月1日に、市内に居住しているかたに対して、前年1年間の所得に基づいて課税されます。

個人の市民税は県民税とあわせて課税されるため「市・県民税」と呼ばれます。

市・県民税には前年1年間の所得に応じて課税される所得割と、所得と一定の条件のもとに課税される均等割があります。

また、市内に居住していなくても、市内に事務所、事業所、家屋敷を持っている個人については一定の条件のもとに均等割が課税されます。

お問い合わせ 市民部税務課 市民税係 ☎43-7033

法人市民税

市内に事務所や事業所、寮等を有する法人や人格のない社団・財団等に対して課税されます。税額は、「均等割額」と「法人税割額」との合計で算出します。

お問い合わせ 市民部税務課 市民税係 ☎43-7033

固定資産税

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有しているかたが、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村(東京都の特別区の場合は都)に納める税金です。

固定資産税額＝課税標準額×1.4%(税率)

お問い合わせ

市民部税務課 固定資産税係 ☎43-7034

軽自動車税(種別割)

原動機付自転車(125cc以下のもの)、軽自動車、小型特

殊自動車、二輪の小型自動車を所有しているかたに課税されます。毎年4月1日現在の所有者に課税され、年度の途中で廃車手続きをしても税金は戻りません。

1. 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等

車種	税額
原付一種(50cc以下)	2,000円
原付二種(乙)(50ccを超え90cc以下)	2,000円
原付二種(甲)(90ccを超え125cc以下)	2,400円
ミニカー	3,700円
小型特殊自動車(農耕用)	2,400円
小型特殊自動車(その他)	5,900円
雪上車	3,600円
二輪車(125ccを超え250cc以下)	3,600円
二輪の小型自動車(250ccを超える)	6,000円
被けん引車(トレーラなど)	3,600円

2. 三輪および四輪の軽自動車

車種区分	新車登録(※1)の時期ごとの税額		
	新車登録から13年を超えるもの(※2)[重課税率]	平成27年3月31日までに登録済み[旧税率]	平成27年4月1日以後に新車登録[新税率]
三輪車	4,600円	3,100円	3,900円
四輪乗用(営業用)	8,200円	5,500円	6,900円
四輪乗用(自家用)	12,900円	7,200円	10,800円
四輪貨物(営業用)	4,500円	3,000円	3,800円
四輪貨物(自家用)	6,000円	4,000円	5,000円

※1 新車登録は、自動車検査証に記載されている初度検査年月です。

※2 動力源または内燃機関の燃料が、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノールを燃料とする軽自動車、ハイブリッド軽自動車、被けん引車、ガソリン電力併用自動は除きます。

広告

税理士事務所

税務代理・税務書類の作成・税務相談

税理士法人 清和



財務諸表の作成・記帳代行
法人税・所得税・相続税・消費税などの申告書の作成、
その他税務全般の相談

TEL:0186-43-5522 FAX:0186-42-9558
営業時間/9:00~17:30 定休日/土日・祝日
E-mail:seiwa-s@mail.plala.or.jp
東北税理士会

大館金融懇談会

秋田銀行大館支店
秋田銀行大館駅前支店
秋田銀行大館西支店
北都銀行大館支店
北都銀行大館駅前支店
青森銀行大館支店
みちのく銀行大館支店
秋田県信用組合大館支店
秋田県信用組合大館駅前支店
あきた北農業協同組合

3. グリーン化特例について

新規取得した軽自動車(新車に限る)で、排出ガスおよび燃費の性能の優れた「環境に対する負荷の小さい軽自動車」について、税額が軽減されます。(新車新規登録された年度の翌年度のみ)

※軽減率は条件によって異なります。

4. 車両の登録・名義変更・廃車手続きについて

○原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕用・その他)

【手続き場所】 税務課諸税係(本庁1階10番)・比内総合支所市民生活係・田代総合支所市民生活係
※ミニカーの手続き場所は、税務課諸税係のみとなります。

申請内容	必要なもの	
新規登録	販売店から購入したとき	標識交付申請書、販売証明書
	市外から転入したとき	標識交付申請書、市外ナンバーの廃車証明書
廃車	廃棄処分したとき	廃車申請書、廃棄したことがわかる書類、ナンバープレート
	市外へ転出するとき	廃車申請書、ナンバープレート
	紛失・盗難に遭ったとき	届出番号を記載した廃車申請書、(盗難届未届の場合)誓約書、弁償金200円
名義変更	譲り受けるとき	標識交付申請書、廃車申請書(譲渡証明書がない場合)、標識交付証明書、ナンバープレート、
	譲るとき	廃車申請書、譲渡証明書、ナンバープレート

※いずれの場合も、届出者の本人確認書類が必要です。
※ミニカーの新規登録又は名義変更するときは、上記の必要なもののほか写真(注)が必要になります。
(注)写真:車両全体、フレームナンバー部分、メジャーを当てた輪距幅がわかるもの

【ミニカー】

20cc超50cc以下(定格出力0.25Kw超0.6kw以下)のもので、①～③のいずれかに該当するものです。

- ①輪距(後輪のセンターからセンターの距離)が50cm以下で車室を有する四輪以上
- ②輪距が50cm以下で側面が解放されていない車室を有する三輪
- ③輪距が50cm超で三輪以上

軽自動車(三輪・四輪以上・被けん引車)

・手続き場所 大館車検場(大館北秋田自動車協会)

所在地	大館市字観音堂401
電話	0186-43-2281
添付書類など	手続き内容により異なりますので、直接お問い合わせください。

軽自動車(二輪車(125cc超250cc以下)・雪上車)、二輪の小型自動車(250cc超)

・手続き場所 秋田運輸支局

所在地	秋田市泉字登木74-3
電話	050-5540-2012
添付書類など	手続き内容により異なりますので、直接お問い合わせください。

5. 軽自動車税(種別割)の減免について

軽自動車税(種別割)の納税通知書を受け取った日から納期限7日前までの間、減免の申請を受け付けます。継続して減免を受けるためには、毎年申請が必要です。

身体障害者等減免

身体が不自由なかたや、心身の発達に障害があるかたが所有する軽自動車・バイクが対象です。リース車は、納税義務者が障害者の場合のみ対象になります。

公益減免

社会福祉事業を行うことを目的とする公益法人等収益事業を行わないものが所有者で、公益のため直接専用する軽自動車について、減免の申請を受け付けます。

構造減免

身体に障害のあるかたが専ら利用するため、車いすの昇降装置、固定装置等の特別仕様となっている軽自動車について、減免の申請を受け付けます。

自動車検査証の「車体の形状」が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」等と記載されている特殊用途自動車(8ナンバー)が対象です。

お問い合わせ 市民部税務課 諸税係 ☎43-7032

軽自動車税(環境性能割)

三輪・四輪以上の軽自動車の取得時に、新車・中古車問わず、軽自動車の環境性能に応じて課税されます。取得価額が50万円以下の場合には課税されません。
※賦課徴収事務は秋田県が行います。

お問い合わせ 市民部税務課 諸税係 ☎43-7032

市たばこ税

たばこの製造業者や輸入業者が、小売販売店に売り渡すときに課税されます。これは、たばこ購入代金に含まれています。

- ・令和3年9月30日まで 1,000本につき6,122円
- ・令和3年10月1日から 1,000本につき6,552円

お問い合わせ 市民部税務課 諸税係 ☎43-7032

入湯税

入湯税は、環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設、観光施設および消防施設などの整備にあてるために設けられた税です。鉱泉浴場に入湯したとき、入湯客に課税されます。鉱泉浴場の入浴客(12歳以上)で、税額は1日1人150円です。

お問い合わせ 市民部税務課 諸税係 ☎43-7032

国民健康保険税

国民健康保険加入者が病気やけがをしたときの医療費をはじめ、子どもが生まれたり(助産費)、被保険者が亡くなったとき(葬祭費)などの給付の費用にあてるため、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の合計額が世帯ごとに課税されます。(40歳以上65歳未満の被保険者は介護保険分も合算されます)

お問い合わせ 市民部税務課 市民税係 ☎43-7033



税金

市税等の納付

私たちが安心して住みよい生活を送るために、あらゆる面で税金が活かされています。税金は私たちの生活に欠かすことのできないものです。納期内納付にご協力ください。

納付窓口

- 秋田銀行の本店および各支店(全国)
- 大館市内にある北都銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田県信用組合、あきた北農業協同組合、東北労働金庫の各支店
- 東北6県のゆうちょ銀行または郵便局
- 市役所および各総合支所、各出張所、市民サービスセンター
- 全国のコンビニエンスストア等

スマートフォンアプリでの納付

- PayPay
- LINE Pay請求書支払い

ご注意

次のいずれかに該当する場合は、ゆうちょ銀行、郵便局では納付できません。

- 納期限を過ぎた場合
- 納付書の金額を訂正した場合

次のいずれかに該当する場合は、コンビニエンスストアおよびスマートフォンアプリでは納付できません。

- 使用期限を過ぎた場合
- 納付書にバーコードがない場合
- 納付書にバーコードがあっても読取りできない場合
- 納付書の金額を訂正した場合
- 納付書1枚の金額が30万円を超える場合

夕方や土曜日の納付窓口について

市税等を平日の日中に納める時間が取れないかたは、次の納付機関をご利用ください。

納付の際には納付書をお持ちください。

○市民サービスセンター(いとく大館ショッピングセンター内)

月～金曜日 午前9時～午後7時

土曜日 午前9時～午後5時

※日曜日、祝日を除く ☎43-7088

口座振替について

納税には便利で確実な口座振替をお勧めします。

口座振替により納税できるのは

- 納期ごと、または全期分振替のどちらかを選べるもの
市・県民税(普通徴収)、固定資産税、国民健康保険税(普通徴収)
- 納期ごとの振替のみ可能なもの
軽自動車税(種別割)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、奨学資金返済金、保育料、へき地保育料、保育園給食費、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、戸別浄化槽使用料、下水道事業受益者負担(分担)金、墓地管理手数料、児童育成施設使用料、温泉使用料

申し込みの方法は2通りです

口座振替依頼書で申し込む場合

振替を希望する預貯金口座の金融機関へお申し込みください。

取扱金融機関(本支店)

秋田銀行、北都銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田県信用組合、あきた北農業協同組合、東北労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

申し込みに必要なもの

預貯金通帳、通帳印、振替を希望する市税等の納付書または領収書 ※秋田銀行本支店は、キャッシュカードがあれば通帳印は不要です
上記のものを持って「口座振替依頼書」(市内の金融機関にあります)に必要な事項を記入して申し込みます。

キャッシュカードで申し込む場合

申請場所

- ・収納課
- ・秋田銀行のキャッシュカードに限り
秋田銀行大館支店、大館駅前支店、大館西支店
キャッシュカードと納税通知書をお持ちになり、暗証番号を入力することにより、ペイジー口座振替受付サービスによる申し込みができます。ペイジーによる申し込みができるのは、市・県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の4税です。

お問い合わせ 市民部収納課 総務係 ☎43-7035

税金を納められないとき

失業や入院などで収入が激減し、納税することが困難になった場合、収納課へ速やかに相談してください。猶予制度の活用など、実情を考慮し対応します。

お問い合わせ 市民部収納課 収納係 ☎43-7036

市税の証明

税証明等の種類・交付

種類		手数料		主な内容等		主な使いみち
所得課税	所得課税証明書(個人用)	1通	200円	【対象】 その年度の初日に属する年の1月1日現在大館市に住民登録のあるかた	・前年(1～12月)の合計所得金額、市・県民税の課税額(所得割・均等割)、所得・収入・所得控除の内訳、その他控除の内訳(控除対象人数)	扶養認定、すまい給付金、金融機関、年金、奨学金、マル福等
	所得課税証明書(世帯用)				申請日現在の世帯員全員が記載されます。 ・前年(1～12月)の給与収入・給与所得、その他所得、合計所得金額、扶養人数、市・県民税の課税額(所得割・均等割) ※控除については記載されません。	

種類		手数料		主な内容等		主な使いみち
資産	固定資産評価証明書	1枚	200円	【対象】 その年度の初日に属する年の1月1日現在の固定資産課税台帳記載事項	土地・建物の一筆ごとの評価額、課税標準額 ※1枚の証明書に8筆まで表示されます。	登記、融資
	固定資産公課証明書				土地・建物の一筆ごとの評価額、税相当額 ※1枚の証明書に8筆まで表示されます。	競売、不動産所得申告
	償却資産証明書				償却資産課税台帳の写しを原本証明(表紙・明細) ※表紙のみの交付もできます。	登録免許税算定
	無資産証明書	1通	200円	固定資産課税台帳に登録されている資産がないことの証明	融資	
	固定資産課税台帳に記載がない証明書	1通	200円	証明書の交付申請された資産が、固定資産課税台帳に登録されていないことの証明	登記	
	価格通知書(地方税法第422条の3) ※2	無料		固定資産課税台帳に登録されている土地・建物の一筆ごとの評価額 ※1月2日以降に登録内容が変更になっている場合は、登記事項証明書の写しをお持ちください。	登録免許税算定	
納税 ※1	納税証明書 市・県民税 固定資産税 国民健康保険税 法人市民税 軽自動車税(種別割)	1年度 1税目	200円	年税額・納付税額・未納額・未納額のうち納期末到来額	融資、申告 廃車(軽自動車税(種別割))	
	納税証明書(軽自動車税(種別割)車検用)	無料		車両番号・納付年月日・証明書の有効期限	継続検査	
	未納のない証明書	1通	200円	納期が到来している市税および国民健康保険税について、未納がないことの証明	入札参加、資格取得支援事業、融資	
	国民健康保険税納付確認書(申告用)	無料		1年間(1月1日～12月31日)の納付税額	確定申告、年末調整	
住宅用家屋証明書	1件	1,300円	新たに所有することとなった家屋が申請者の住宅として使用されるものであることの証明	登録免許税軽減		
営業証明書			事業所の所在地・名称・主な営業種目	車両登録		
滞納処分を受けたことのない証明書(2年/3年)	1通	200円	該当の年度に滞納処分を受けたことがないことを証明	3年/特定非営利活動の申請 2年/酒類販売業許可申請		
狩猟用証明書				狩猟者登録税軽減		
市県民税申告書の写し(市長印有)	1枚	200円				
市県民税申告書の写し(市長印無)						
標識交付証明書再発行				譲渡、転出		
廃車証明書再発行				譲渡、他市町村での登録		
軽自動車税(種別割)申告書の写し				廃車		

・取扱時間 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで(市民サービスセンターは午前9時から午後5時15分まで)

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

※1 納付後、すぐに証明書が必要な場合

窓口で納付の情報が反映されるまで数日から2週間程度かかりますので、その間に証明書の申請をする場合は、領収書や口座振替が記帳された通帳をお持ちください。

※2 申請の際は「価格通知書交付依頼書」が必要です。法務局から入手してください。(登記官の印があるもの)

秋田地方法務局 大館支局 〒017-0804 秋田県大館市柄沢字狐台7-73 ☎0186-42-6514

□申請に必要なもの

窓口での申請

1. 申請書
 2. 本人確認書類(運転免許証など)
 3. 代理人が申請する場合は、委任状又は同意書
- ※相続登記のために資産証明書を申請する場合は、次の書類をお持ちください。
- ・死亡したことがわかるもの(例:除籍謄本のコピー)
 - ・申請者との関係性がわかるもの(例:戸籍謄本のコピー)

郵送での申請

1. 申請書
2. 返信用封筒(郵便料金分の切手を貼り、宛名を記入したもの)

3. 本人確認書類(運転免許証など)

4. 定額小為替(交付手数料)

※相続登記のために資産証明書を申請する場合は、次の書類も同封してください。

- ・死亡したことがわかるもの(例:除籍謄本のコピー)
- ・申請者との関係性がわかるもの(例:戸籍謄本のコピー)

送付先

〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地
大館市役所市民部税務課諸税係

お問い合わせ 市民部税務課 諸税係 ☎43-7032



税金